

掛川市規則第11号

掛川市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市老人福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第1条の6」を「第1条の7」に改める。

別表第2備考に次のように加える。

- 6 備考1及び備考2の規定にかかわらず、所得割又は所得税額を計算する場合において、扶養控除の計算をするときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条の規定を適用するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。